



国保税の計算方法

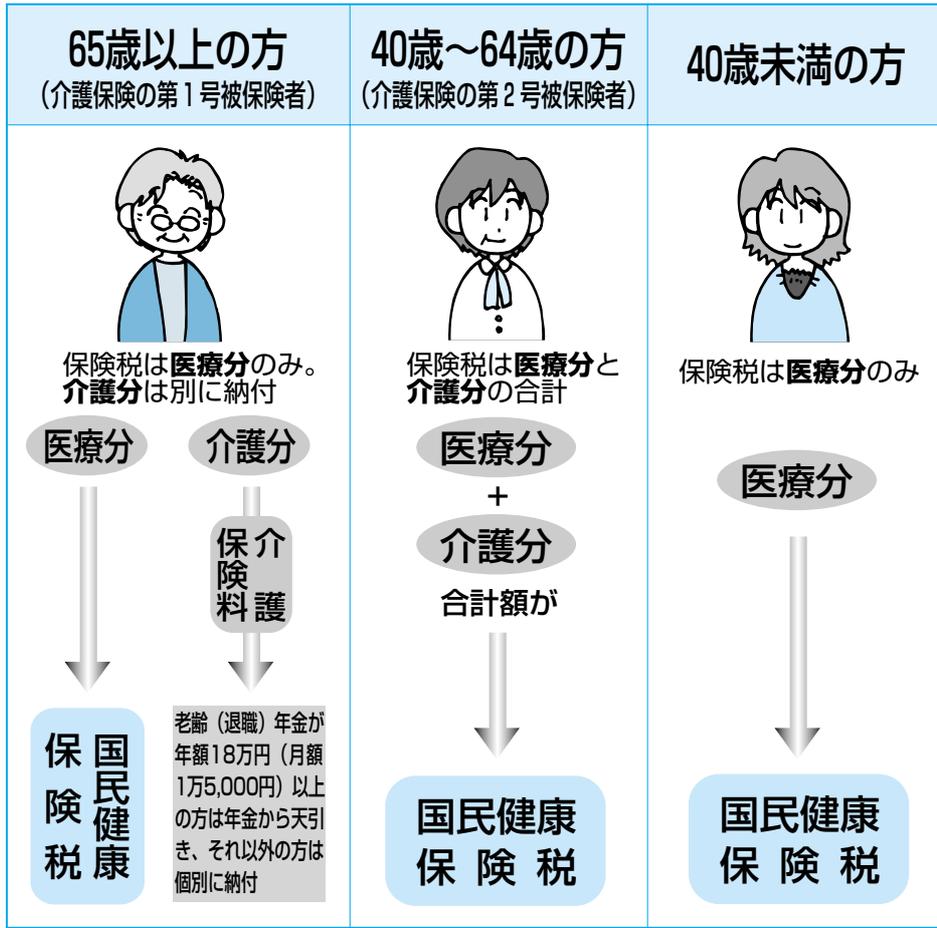
○年税額は①所得割額、②資産割額、③均等割額、④平等割額の合計額です。

○低所得者の世帯に対しては、均等割・平等割が減額されます。ただし、所得の申告をされていない方

は対象になりません。

○減額割合は、世帯の前年中の所得に応じて、それぞれ7割、5割、2割軽減（対象者の申請が必要）があります。

○国保税の支払いは、平成15年7月から平成16年3月までの9回です。



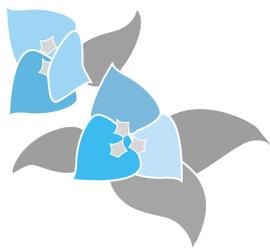
自分のため みんなのため 国保税を納めましょう。

国保は、皆さんが医師にかかったときの医療費を負担することが大きな役割です。その財源は、
●皆さんが医療機関の窓口で支払う一部負担金

●皆さんが納める国保税
●国などからの補助金
でまかなわれています。国保税は、国保を支える貴重な財源です。

国保に加入している方は、国保税を納めなければなりません。国保は、被保険者一人ひとりがみんな平等に医療を受けられ、平等に負担することが大原則です。そのため、国保税を納めないでいると、他の被保険者との公平を欠くだけでなく、国保制度そのものが成り立たなくなってしまう。

そのようなことにならないよう、国保税は必ず納期までに納めてください。



国保はみんなのための「保険」です。一人ひとりが医療費に関心を持ち、大切に使いましょう。

今後は、健康管理に十分気をつけ、医療費の負担を軽くし、病气やけがをしたときに、安心して医療が受けられるよう、普段から国保税を納めましょう。

これからも「みんなの健康な暮らしを守る」国保を支えあっていきましょう。

国民健康保険税については
税務課町民税係へ

国民健康保険については
町民課保険医療係へ

☎ 985-4110
☎ 985-4107